

# パソコン講習室利用誓約書

私は、こみゆにていふらぎ八潮のパソコン講習室および設備の利用に際し、利用者を代表して、下記の事項を全て遵守します。

年 月 日

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

## 記

### 1. <ご利用いただく前に>

- (1) 初めてパソコン講習室を申込される場合は、予めパソコン講習室の空いている時などに、利用限定および目的にあった使用が出来るか確認のうえ、申し込みをすること。
- (2) パソコンの仕様は下記のとおり。
  - ・パソコン台数：21台（うち講師用1台）
  - ・ソフトウェア：Office 2016、Microsoft Edge など
  - ・CD・DVD等の読み取り可（データの取り込み）
  - ・USBは講師用1台のみ使用可能
  - ・CD・DVDへのデータの書き込みは、講師用1台のみ使用可能
- (3) 個人での利用はできないこと。

### 2. <ご利用終了後に>

パソコンの共有フォルダ内に作成した文書・画像などのデータは、利用終了後、責任をもって必ず削除すること。

### 3. <利用時について>

利用にあたり申込者または責任者の身分証明書（運転免許証、パスポートなど）を提示すること。

### 4. <持ち込みソフトについて>

- (1) パソコンを利用する者は、事前・事後にウイルスチェックを行うなどにウイルスに感染しないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 外部記憶媒体（CD・USBメモリ等）を使用し、パソコンにデータファイル等

を取り込む際は、事前・事後に必ずウイルス検査を行うこと。

## 5. <パソコンの持ち込みについて>

備え付け以外のパソコンの持ち込みは、原則として禁止としています。やむを得ず、持ち込み利用する場合は「パソコン講習室 パソコン持込申請書」を提出し、利用の許可を得ること。

なお許可を得た場合、インターネット配線（LAN配線）は利用者自身で行うこと。（LANポート8口分ありますので、持ち込みパソコン8台までインターネットの使用可能）

## 6. <インターネットの接続について>

- (1) インターネットの閲覧は可能だが、閲覧可能なサイトに制限があること。
- (2) 利用者は、パソコン講習室の利用にあたっては、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」に規定する事項を遵守すること。

※「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」とは（概要）

不正アクセス行為とは、他人のID・パスワードなど（識別符号）を無断に使用し、パソコンを利用する・利用可能な状態にする・第三者に提供する行為のこと。パソコン以外の端末から行うものも禁止・処罰されます。

禁止行為の例として、ホームページの書き換え、インターネットショッピングの注文、データ閲覧、ファイル転送など利用内容に限定はありません。提供手段に限定はなく、オンライン・オフラインに問わず、禁止・処罰されます。また、提供行為によって金銭的な利益を得たかどうかは関係ありません。

## 7. <プリンターの使用について>

- (1) 印刷可能な枚数は1人あたり3枚までとすること。
- (2) 印刷を行う用紙等は持参すること。

## 8. <その他、注意点>

- (1) パソコンの操作、設定の確認等に関することは、利用者自身で行うこと。  
（施設では、パソコンの操作・設定等のパソコンに関する問い合わせに答えできません。）
- (2) 対応が困難なハードウェア障害またはソフトウェア障害が発生した場合は、施設の係員に状況を報告し、その指示に従うこと。ただし、即時の対応は出来ないことを予め了承すること。
- (3) パソコン講習室の利用にあたり、機器トラブル等の理由でインターネット環境が利用できない場合もあり得ることを予め了承すること。
- (4) パソコン講習室の利用によって、利用者の責に帰すべき事由により生じた損害については、品川区は一切責任を負わないこと。
- (5) 申込者は、<1～6>の点について利用者全員に周知し、遵守させること
- (6) 利用規定に違反した場合、即時の利用中止あるいは以後の利用をお断りする場合があること。